

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社松本組
業者の住所：兵庫県朝来市伊由市場 5 1 4 - 1
- 2 指名停止措置期間：令和 5 年 1 2 月 1 5 日から令和 6 年 2 月 1 4 日まで（2 か月）
- 3 指名停止措置の範囲
中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- 4 事実概要
株式会社松本組の取締役は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所が発注した播但連絡道路の維持修繕工事の一般競争入札において、同事務所職員より工事価格などを入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 5 年 9 月 3 0 日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕され、その後令和 5 年 1 0 月 2 1 日に贈賄の疑いで再逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 8 号イ（競売入札妨害又は談合）に該当するため

指停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。イ対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 1 月以上 1 2 月以内